

質問への回答
(広島県縮景園・広島県立美術館)

令和3年8月27日受付分

質問事項	具体的な内容	回答内容
質問1 募集要項 13 広島県が支払う負担金の額	予算の範囲内で補填(全額)するとありますが、予算を超過した場合の措置をご教示ください。	予算を超過した部分については補填できませんので、収入額が規定の額より下回ることとなります。なお、予算は、過去の実績をもとに確保しています。
質問2 提案項目1【利用者サービスの向上・確保】 1. 利用者サービスの向上と確保について(県立美術館)	過去に実施し県民サービスの向上に繋がったと思料する、美術館・縮景園で共有できる「駐車場割引サービス」および特別展開催中の「託児サービス」について、その内容をご教示ください。	いずれも指定管理者の自主事業として実施しているサービスです。 駐車場割引サービスは、美術館又は縮景園の飲食売店を1000円以上ご利用いただいた場合に、美術館又は縮景園の駐車場が30分無料になるサービス券を配布しているものです。また、託児サービスは、特別展期間中に予約された方に、有料で託児サービスを行うものです。いずれについても、詳細は美術館・縮景園のホームページをご覧ください。
質問3 提案項目1【利用者サービスの向上・確保】の3. 利用料金の設定額とその考え方について	利用料金の設定額とその考え方について、「承認申請額」と「申請額設定」とは何かをご教示ください。	利用料金は、広島県縮景園設置及び管理条例第13条及び広島県立美術館条例第11条において、指定管理者が条例に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定めることとされており、「承認申請額」とは、指定管理者が知事に対して申請する額を指し、「申請額設定」とは、承認申請額を設定することを指します。
質問4 提案項目2【利用促進, 新たなイベント提案】 利用促進, 利用者増への取り組みについて(県立美術館)	縮景園の夜桜・紅葉のライトアップに伴い美術館の開館時間を延長された結果、入館者数が増加したと推測するが、増加数の前年対比、具体的な効果、反響等についてご教示ください。	縮景園のライトアップに伴う美術館の開館時間の延長は行っていません。
質問5 提案項目2【利用促進】 新たなイベント提案 利用促進, 利用者増への取り組みについて	※ただし、茶室の利用率は年間70%以内とする。理由をご教示ください。	縮景園は名勝に指定されており、茶室は文化財の一部であることから、過剰な利用による施設の劣化を防ぐため、文化財保護を目的として、一定の利用制限を設けているものです。

<p>質問6 提案項目3【施設維持管理水準の妥当性】1. 施設の維持管理業務を考える上で</p>	<p>県の大規模修繕(100万円以上)について今期、前期、前々期の工事实績及び来期以降の予定をご教示ください。</p>	<p>県の大規模修繕(100万円以上)の実績は回答別表1のとおりです。 また、令和4年度以降については、美術館の展示室壁面修繕工事及びLED照明改修工事等を予定しています。</p>
<p>質問7 (同上)</p>	<p>来期以降の大型修繕(100万円に近い工事等)予定について、内容をご教示ください。</p>	<p>今のところ、指定管理者による大型修繕(100万円に近い工事)の予定はありません。 故障又は点検不備事項を適宜修繕することで対応しています。</p>
<p>質問8 提案項目4【申請者の経営状況・信頼性】2不測の事態が発生した場合の対応を考える上で</p>	<p>美術館内の展示作品に対する盗難対策についてご教示ください。</p>	<p>地震や盗難対策としてガラスケース内展示、作品固定などの対策をしています。また、展示室内に1名以上/室の看視スタッフを配置しています。</p>
<p>質問9 (同上)</p>	<p>これまでの不測の事態の詳細についてご教示ください。</p>	<p>縮景園において、お客様が池に転落されたことなどがあります。</p>
<p>質問10 (同上)</p>	<p>自然豊かな縮景園で、飛来してくる鳥、侵入してくる動物、池においては池の魚を脅かす外来魚などの侵入は今まであったかご教示ください。またこのことがトラブルになったことはなかったかご教示ください。</p>	<p>園内には、カラス、ハト、猫、ハクビシンなどの動物の進入があるほか、池には、ボラなども生息しています。攻撃的なカラスが来園者に迫ることなどありますが、大きなトラブルに発展したことはありません。</p>
<p>質問11 (同上)</p>	<p>縮景園で大きな松(樹木)、池にまつわる大きなトラブルが過去にあればご教示ください。(自然災害を含む)</p>	<p>平成30年度に、風雨により老木の桜が倒木し、お客様が怪我をされたことがあります。以降は、毎年県において、樹木点検を行うこととしており、事故を未然に防ぐ取組を行っています。</p>
<p>質問12 (同上)</p>	<p>美術館内の空調設備(吸収式冷温水機)は設置からどのくらいの年数が経過しているでしょうか。年数が経過している場合は更新及びオーバーホールの予定等ありますでしょうかご教示ください。 仕様書を見ると冷凍能力210USRT 3機の保有となっておりますが、万が一の場合は2機でもまかなえるものでしょうかご教示ください。</p>	<p>空調設備(吸収式冷温水機)は、設置から13年経過しており、今年度、県において、3機のうち最も稼働時間の長い1機について、オーバーホールを行う予定となっております。他の2機についても来年度以降、オーバーホールを検討する必要があると考えています。 万が一の場合は2機でまかなうことも可能ですが、設定を変更する必要があります。</p>

<p>質問 13 (同上)</p>	<p>縮景園と美術館を運営する上で、指定管理者側及び広島県で契約している保険の種類と年間契約金額をご教示ください。</p>	<p>県においては、「財産の保険に関する事務取扱要領」に基づき、一定の建物・工作物について、火災等の損害保険に加入することとなっています。縮景園・美術館においては、縮景園の管理棟、売店、四阿、倉庫及び美術館建物について、加入しています。保険の上限額は、縮景園が全建物を合わせて 13,534 千円、美術館建物が 701,535 千円となっています。</p> <p>現在の指定管理者が加入している保険の種類と金額については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 14 提案項目 4【申請者の経営状況・信頼性】6. 適切な勤務体制等を考える上で</p>	<p>現指定管理者において、設備管理者の宿直勤務があるのかをご教示ください。</p>	<p>設備管理者の宿直勤務はありません。</p>
<p>質問 15 (同上)</p>	<p>現指定管理者において、別紙 7 3. 個別業務において警備員の宿直があるのはわかるのですが、宿直における仮眠室があるかご教示ください。</p>	<p>仮眠室はあります。</p>
<p>質問 16 提案項目 6【申請提案額】申請提案額及び施設の管理に係る経費の縮減について</p>	<p>県 HP にあります令和 2 年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について確認させていただくと、令和 2 年度であれば料金収入 24,157 千円、その他収入 55,525 千円とありますが、料金収入は施設使用料でしょうか。駐車場料金も含まれるでしょうか。またその他収入にどのような項目があるのかご教示ください。</p>	<p>料金収入には、県民ギャラリー、講堂、茶室及び駐車場の利用料金が含まれます。</p> <p>その他収入には、飲食売店売上、コインロッカー利用料及び自動販売機の売上等が含まれます。</p>

<p>質問 17 (同上)</p>	<p>県HPにあります令和2年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について確認させていただくと、令和2年度であれば支出の事務局費 60,928 千円となっておりますが、主だった内訳をご教示ください。</p>	<p>受付, 販売管理費(JV構成各企業本社の事務費等), 行事等費用, 旅費, 事務消耗品費, 通信費, 荷造発送費, 施設賠償責任保険等が含まれます。</p>
<p>質問 18 (同上)</p>	<p>県HPにあります令和2年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について確認させていただくと、令和2年度であれば支出のその他 59,347 千円となっておりますが、主だった内訳をご教示ください。</p>	<p>飲食売店施設運営費(人件費, 仕入費等), 租税公課, 行政財産使用料及び都市公園使用料等が含まれます。</p>
<p>質問 19 募集要項 別紙1 指定管理業務の 遂行上必要な資格等一覧</p>	<p>電気・機械設備運転管理保守業務の資格に玉掛技能講習修了者とありますが、具体的な作業内容についてご教示ください。</p>	<p>美術館内に設置されているリフターを使用する場合に必要であるほか、縮景園において、植栽の移植に係る根の吊り上げ等に必要な場合があります。</p>
<p>質問 20 (同上)</p>	<p>受付等業務の資格に英会話とありますが、英検〇級, TOEIC〇点等の基準があるのかご教示ください。</p>	<p>資格等の基準はありませんが、受付での対応が可能なレベルが求められます。</p>
<p>質問 21 (同上)</p>	<p>受付等業務の資格に手話とありますが、〇級以上等の基準があるのかご教示ください。</p>	<p>資格等の基準はありませんが、受付での対応が可能なレベルが求められます。</p>
<p>質問 22 広島県立美術館の概要 7. 特別展開催状況について</p>	<p>令和元年度と令和2年度の実績をみると重複がないので、例年違ったイベントが開催されていると思います。平成 28 年から平成 30 年の特別展実績 及び 令和3 年度, 令和4年度の実績と予定をご教示ください。</p>	<p>過去の展覧会の実績については、美術館HPにおいて年報等を公表していますので、御確認ください。</p> <p>来年度以降の特別展については、現在検討中です。回数については、例年、春・夏・秋・冬の4回に加えて毎年恒例の展覧会として県美展と伝統工芸展を開催していますが、令和4年度については、冬季に展示室内の工事を行う予定のため、春・夏・秋と県美展、伝統工芸展の5回の開催を予定しています。</p>

<p>質問 23 美術館ホームページのフロアガイド3F に記載してある事項</p>	<p>ホームページを見ると、美術館が主催または共催する企画展示(特別展)を開催するフロアとあるが、これは自主催事の何か。年何回(何日程度)行っているのか。また過去5年の自主事業の実績をご教示ください。及び自主事業以外にも主だった独自の事業実施があれば過去5年の実績をご教示ください。</p>	<p>3階企画展示室で行われる特別展については、実行委員会が開催する展覧会となります。特別展は年4回開催を基本としております。詳しくは、当館HP又は当館で配布しているミュージアムカレンダーを御確認ください。</p> <p>指定管理者の自主事業の内容と実績については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 24 現地説明会にて</p>	<p>お茶会のところは、かやぶき屋根と説明あったが、かやぶき屋根の管理方法はどのようにしているのかご教示ください。</p>	<p>10～20年に1度、全面葺替を行います。全面葺替までの間、部分的に傷みがみられる場合については、部分補修を行います。</p>
<p>質問 25 現地説明会にて</p>	<p>美術館の3階展示場入場の際に鉛筆の使用はよいがボールペンの使用ができないとの説明があったが何故かご教示ください。</p>	<p>万が一、ボールペンや万年筆などのインクが作品や展示壁面に付着した場合に除去が困難なためです。</p>
<p>質問 26 現地説明会にて</p>	<p>入場時にボールペンの持ち込みを検査しているのかご教示ください。</p>	<p>手荷物検査はしていません。また、ボールペンや万年筆の持ち込み自体は禁止していません。鉛筆をお持ちでないお客様には、各展示室の看視スタッフが貸し出しています(出口付近に鉛筆返却ボックスあり)。</p> <p>なお、長いままの傘(折りたたみ傘は鞆に入れて)、弓、破魔矢、大型の荷物(ギターなど)、スーツケースなど、長いものや大きなものは受付でお預かりしています。</p>
<p>質問 27 現地説明会にて</p>	<p>美術館の4階写真室の利用頻度は年間どのくらいあるのか。また貸出は有料か。有料の場合の料金設定をご教示ください。</p>	<p>写真室使用の頻度は必要に応じてとなるため、明言できかねます。写真室は作品仮置きや燻蒸、博物館実習や収集評価委員会などでも使用しています。また、写真室は通常、美術館職員が使用するものであり、貸出施設ではありません。</p>
<p>質問 28 現地説明会にて</p>	<p>外国人来館者数の比率をご教示ください。</p>	<p>外国人の美術館来館者数の比率は、最も多かった平成31年度が2.3%となっています(所蔵作品展及び特別展来館者数に対する割合)。</p>

<p>質問 29 現地説明会にて</p>	<p>電話での受付及び1階の案内所では、外国語での案内が何割程度あるのか。また、外国語は英語、中国語、韓国語で事足りているのかご教示ください。</p>	<p>電話や美術館受付での案内については、1割未満ですが、新型コロナウイルス感染症拡大前の縮景園受付では3割程度ありました。</p> <p>外国語での対応は英語のみで、中国語や韓国語での対応は行っていませんが、基本的には、英語のみでも不足はありません。</p>
<p>質問 30 現地説明会にて</p>	<p>外国人の来館時、文化の違いで、運営上(例えば金銭授受、利用方法)で過去にトラブルがあればご教示ください。</p>	<p>特に大きなトラブルはありません。</p>
<p>質問 31 現地説明会にて</p>	<p>美術館側の防災センターを見せていただき、別紙7. 4. 個別業務(美術館)(4)オにて警備用機械装置とありますが、夜間は無人となり機械警備に切り替えるという認識でよろしかったでしょうか。侵入者等の発報があった場合、どこに連絡が届いて、誰がかけつけるのでしょうか。発報はどのくらいの頻度であるものでしょうかご教示ください。</p>	<p>別紙7の「ポストサービス実施タイムスケジュール」のとおり、防災センターには火災・警備装置の監視・守衛業務が24時間体制となっているため、夜間も1人は常駐します。</p> <p>発報があった場合は、契約している機械警備会社に通知されます。警備会社からの連絡を受け、防災センターに常駐している警備員が現場確認を行います。</p> <p>これまで、侵入者等による発報はありません。</p>
<p>質問 32 現地説明会にて</p>	<p>美術館側の部屋の中に、多くの本が積み上げられている場所をお見受けしましたが、この本については県の財産でしょうかご教示ください。</p>	<p>県の財産です。</p>
<p>質問 33 現地説明会にて</p>	<p>自家発電機の運転可能時間についてご教示ください。</p>	<p>運転可能時間は、負荷と重油残量で大きく変わります。</p> <p>例えば、定格出力の1/3(250kW)の負荷であれば、タンクの半分(1000L)の重油で約15時間動作します</p>
<p>質問 34 現地説明会にて</p>	<p>美術品収納庫の空調管理について、温度・湿度の設定数値についてご教示ください。</p>	<p>収蔵庫は温度22度±1度、湿度55%±5%です。</p>
<p>質問 35 現地説明会にて</p>	<p>富山学園の部屋がありましたが、施設の運営に携わっているのかご教示ください。</p>	<p>現在は、指定管理者の委託等業者として運営に携わっていただいています。</p>

<p>質問 36 現地説明会にて</p>	<p>屋外スペースでの展示、イベント開催時に飲食は可能でしょうかご教示ください。</p>	<p>展示等の利用については、行政財産又は都市公園使用許可申請を行ってもらい、場所や内容を確認の上、規則等に抵触することがなければ県が許可することとなります。ただし、縮景園及び美術館内は定められた場所のみ飲食可能となります。美術館では展示室及び既存の飲食店以外では飲食は不可としており、縮景園では使用を許可したうえで屋外での飲食を可能としたことはあります。</p>
<p>質問 37 別紙1 縮景園の3支出状況(2)修繕費について</p>	<p>令和2年度の修繕予定をご教示ください。</p>	<p>縮景園の令和2年度の指定管理者の修繕実績については、回答別表2のとおりです。</p>
<p>質問 38 別紙2 美術館の3支出状況(2)修繕費について</p>	<p>令和2年度の修繕予定をご教示ください。</p>	<p>美術館の令和2年度の指定管理者の修繕実績については、回答別表2のとおりです。</p>
<p>質問 39 別紙4 指定管理者業務仕様書(共通)(5)危機管理及び施設内秩序維持に関すること(県立美術館および縮景園)</p>	<p>過去、防犯・防災に関する問題が発生しましたか。発生していた場合には、その概要、対応状況およびその後強化した点についてご教示ください。</p>	<p>特に発生していません。</p>
<p>質問 40 別紙7 施設警備等業務仕様書の3個別業務(縮景園)の中にある◇開園日・昼間警備</p>	<p>縮景園の警備仕様書の「巡回監視」は約 40 箇所回るようになっていますが、1回の巡回にかかるだいたい時間と距離をご教示ください。</p>	<p>1回の巡回に要する時間は、約 30 分で、距離は約 1.5km です。</p>
<p>質問 41 別紙8 指定管理者業務仕様書(縮景園)(1)全般</p>	<p>園内施設の利用許可等の運営に当たっては、文化財の保護及び伝統文化の振興の目的のもと、公共性・広域性・教育性に配慮し、公平・公正・明確な運営を行うと思っておりますが、ここに記してある目的外での利用があればご教示ください。また外国人の利用が過去にあれば、伝統文化の振興という面において理解があつての貸出だったのかご教示ください。</p>	<p>縮景園内施設の利用については別紙9「広島県縮景園園内施設利用許可要領」において、利用許可基準等を定めており、当該利用許可基準に沿った利用のみ許可しています。</p> <p>また、外国人からの利用申請は現在のところありません。</p>

<p>質問 42 別紙8 指定管理者業務仕様書(縮景園)(9)関係機関との連携に関すること</p>	<p>関係機関との連携とありますが、「縮景園友の会」「縮景園原爆犠牲者慰霊供養会」「ボランティア団体」以外との連携があればご教示ください。また事業継続にあたって必ず連携しなくてはならない団体及び機関があればご教示ください。</p>	<p>他にも、縮景園で行う行事について、県や茶道の各流派、ライオンズクラブ、学校等と連携する必要があります。詳細については、仕様書の別紙8(6)等をご覧ください。</p> <p>また、仕様書に記載のある団体及び機関については、今後も連携していく必要があると考えています。</p>
<p>質問 43 別紙9 4 利用者の遵守事項(2) 指定された場所以外では、火気を使用しないこと</p>	<p>指定された場所をご教示ください。</p> <p>また、火気使用時の条件および、消防署への届出は必要でしょうかご教示ください。</p>	<p>お茶会などで必要な炭を焚く際の火おこしは、原則茶室の水屋外にある水道付近で行うこととしています。</p> <p>火気使用に関して、条件は定められていないほか、お茶会で使用する炭程度であれば消防署への届出も不要ですが、内容によっては、広島市火災予防条例に基づき届出が必要な場合もあります。詳細については、広島市のホームページをご確認ください。</p>
<p>質問 44 別紙 10 縮景園施設・設備維持管理業務仕様書 1.概要 (3)業務範囲</p>	<p>茶室建物(計3棟)、四阿(計 6 棟)がどのような建物が知りたいので外観写真をご送付いただけないでしょうか。</p>	<p>別添の写真のとおりです。</p>
<p>質問 45 別紙 10</p>	<p>茶室は空調完備でしょうかご教示ください。</p>	<p>茶室に空調設備はありません。</p>
<p>質問 46 別紙 10 (1) 茶室建物及び四阿(あずまや)建物内部</p>	<p>(重量物を持ち込むと床の構造材や床板が傷む恐れがあるため。)とありますが、重量物の重さの基準をご教示ください。</p>	<p>具体的な基準はありませんが、社会通念上、床板や畳が傷むと考えられる程度の重量があるものとなります。</p> <p>また、足の付いた椅子を置くような場合は、毛氈を敷き、畳に跡がつかないようにするなど、細心の注意を払う必要があります。</p>

<p>質問 47 別紙 12 広島県縮景園池水管理業務仕様書 4 その他</p>	<p>※淡水魚(コイ)の生息限界地は、塩分濃度計による場合は1%とし、超える場合は希釈する。とありますが、別紙 14-4 5. 鯉の生息管理では (1)塩分濃度測定器(比重計等)により毎日濯纓池内数箇所を測定し濃度が 5%を越えると地下水で希釈を始める。とありますが、どちらの数値でしょうかご教示ください。</p>	<p>いずれの数値についても、0.5%の誤りです。 ホームページに掲載している仕様書については、後日訂正の上、再掲載させていただきます。</p>
<p>質問 48 別紙 13 広島県縮景園茶室管理業務仕様書</p>	<p>(5) 業務実施体制 業務実施中は、次の条件を満たす者を専任配置すること。とありますが、具体的な資格名をご教示ください。</p>	<p>具体的な資格はありません。</p>
<p>質問 49 別紙 14 縮景園植木等維持管理業務仕様書</p>	<p>現地説明会において、松は400本あり、常時庭師が5人ついていると話がありましたが、年末年始を除いて常時5人ということでしょうか。あと松以外の植木の維持管理に係る(植木管理職人の)人数と要員配置をご教示ください。</p>	<p>土日祝日、年末年始を除き、平日に常時5名となります。また、他の植栽についても、当該5名が対応しており、配置は特に定めておらず、園内全体の樹木について、それぞれが適宜対応しています。必要に応じて、数名程度、応援に入ることがあります。</p>
<p>質問 50 (同上)</p>	<p>植木は全て県の財産扱いでしょうかご教示ください。</p>	<p>全て県の財産です。 基本的に県で備えている都市公園台帳に登録されています。</p>
<p>質問 51 (同上)</p>	<p>虫食い、自然災害等で植木が枯れたり、倒木した場合は、指定管理者側で植樹の必要があるでしょうかご教示ください。</p>	<p>別紙2「広島県縮景園及び広島県立美術館における広島県と指定管理者のリスク分担表」によります。</p>
<p>質問 52 別紙 14-4 地割・池水管理マニュアルにある浄化システムについて</p>	<p>浄化システムは縮景園施設中の設備の一部でしょうか。或いは外注業者からの貸与(またはレンタル)でしょうか。指定管理交代時、浄化システムはそのまま残るのでしょうかご教示ください。</p>	<p>池水管理のろ過装置については、県が設置した設備であり、指定管理者が交代する場合も、変更はありません。</p>

<p>質問 53 別紙 14-4 5. 鯉の生息管理</p>	<p>(1)塩分濃度測定器(比重計等)により毎日濯纓池内数箇所を測定し濃度が 5%を越えると地下水で希釈を始める。とありますが、別紙 12 広島県縮景園池水管理業務仕様書4 その他 では※淡水魚(コイ)の生息限界地は、塩分濃度計による場合は1%とし、超える場合は希釈する。とありますが、5%か1%のどちらかをご教示ください。</p>	<p>いずれの数値についても、0.5%の誤りです。 ホームページに掲載している仕様書については、後日訂正の上、再掲載させていただきます。</p>
<p>質問 54 別紙 17 広島県縮景園行事概要について</p>	<p>平成31年度の実績が記載されておりますが、この行事が毎年固定されているという認識でよいでしょうか。或いは年によってバラツキ、変動があるでしょうかご教示ください。</p>	<p>基本的には、別紙 17「広島県縮景園行事概要」に記載の行事に変動はありません。 なお、ライトアップ事業など県が実施する事業については、別途指定管理者に委託する場合があります。</p>
<p>質問 55 別紙 19 縮景園園内行事会場設営について 各行事</p>	<p>各行事ごとの発電機の発電容量をご教示ください。</p>	<p>発電容量については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 56 別紙 19 縮景園園内行事会場設営について 2 茶摘茶会</p>	<p>準備物の炭・薪を燃やす場合、消防署への届出、及びそれぞれの持ち込み量の制限についてご教示ください。</p>	<p>茶摘茶会の規模であれば、消防署への届出の必要や持ち込み量の制限はありませんが、内容によっては、広島市火災予防条例に基づき届出が必要な場合もあります。詳細については、広島市のホームページをご確認ください。</p>
<p>質問 57 別紙 19 縮景園園内行事会場設営について 11 菊花展</p>	<p>資料の第7図-2 菊花展展示場正面図に幅 18M×高さ3M の構造物の設置について、使用材料の足場鋼管(骨組)、防音シート(屋根)などの素材は縮景園の備品として保有しているのでしょうか。組み立てにおいては専門の職人来ていただいているのでしょうか。それとも自社での組み立てでしょうかご教示ください。</p>	<p>鋼管及び防音シートは県の物品です。 組立方法については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 58 11 菊花展</p>	<p>コンパネ≒30 枚・ビールケース≒80 個は保管備品でしょうかご教示ください。</p>	<p>県の物品として保管しています。</p>

<p>質問 59 別紙 23 指定管理者業務仕様書(美術館)(3)入場券の販売及び入館料の徴収に関すること</p>	<p>実行委員会からでなく、美術館が直接販売所に配布する前売入館券があるのですか。販売されず残ったものはどのようにして回収するのですか。100%回収されているのですかご教示ください。</p>	<p>県が契約している販売先に委託し、販売をしています。残券については、回収に伺い、100%回収しています。 なお、配券及び回収は指定管理業務に含まれます。</p>
<p>質問 60 別紙 23 指定管理者業務仕様書(美術館)(8)関係機関との連携に関することについて</p>	<p>美術館友の会は、現在、何団体、何人所属して、運営にかかる費用はどの程度でしょうか。美術館の運営にあたっては多くの関係機関との連携とありますが、具体的にどのような関係機関と連携されているかご教示ください。また関係団体へは必要により会員負担金等を支出とありますが、現在の団体別(関係機関別)の会員負担金の年額をご教示ください。</p>	<p>美術館友の会については、令和2年度600人余の会員がおり、支出額は1,697千円余となっています。 現在のところ、指定管理者において直接関係機関との連携を行っているものではありません。また、指定管理者による会費負担の実績はありません。</p>
<p>質問 61 別紙 24 美術館展示施設等利用許可取扱要項について</p>	<p>2.利用希望の申し出の期間が前期は9月、後期は3月となっておりますが、その他の月は希望の申し出があっても受け付けないということでしょうかご教示ください。</p>	<p>空きがある場合は募集を継続して行い、希望の申し出があれば、受け付けています。</p>
<p>質問 62 別紙 25 美術館電気・機械設備運転管理保守業務仕様書 第1 4 美術館領域における温度及び湿度</p>	<p>常時22度55%を維持するためには設備員の宿直があるのですかご教示ください。異常の場合に外部からの駆けつけの場合には許容時間はどの程度ですかご教示ください。</p>	<p>設備員の宿直勤務はありません。 許容時間は定めていませんが、なるべく早く駆けつけて対処していただきます。</p>
<p>質問 63 別紙 25 美術館電気・機械設備運転管理保守業務仕様書 第2 1 (1) 注 照明器具について</p>	<p>照明の保守についてですが、蛍光灯、蛍光管についてLED照明とはなっていないのでしょうか。また旧式の蛍光管の場合、安定器の確保はされておりますでしょうか。また各部屋において、照度(ルクス)の基準があればご教示ください。</p>	<p>建物照明については、令和4年度以降LED化工事を実施する予定となっています。安定器については一部機種については確保しています。 また、展示ケース内の蛍光管はすべてLED化されておらず、スポットライトについては一部LED化しています。 照度は展示作品によって異なります。光に強い作品の場合は300ルクス以上でも大丈夫ですが、紙や布等は国際基準では40ルクスとなっています。</p>

<p>質問 64 別紙 25 美術館電気・機械設備運転管理保守業務仕様書 第2 1 (2) ⑦ フロンについて</p>	<p>改正フロン法に伴い3年に1回の定期点検が必要な機器があるでしょうか。 対象機器の内容と点検費用をご教示ください。</p>	<p>改正フロン法に伴い点検が必要な機器はあります。 内容と費用については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 65 別紙 25 美術館電気・機械設備運転管理保守業務仕様書について</p>	<p>第2(4)設備年間点検整備業務については自社職員による実施でしょうか。外注に依頼、発注し管理しているものがあれば外注先と契約金額をご教示ください。</p>	<p>自社職員であるか外注であるかは問いません。 外注先と契約金額については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 66 別紙 29 遺失物の取扱いについて</p>	<p>逸失物の広島中央警察署への提出は1年間でどのくらいの件数がありますかご教示ください。</p>	<p>年度により変動はありますが、年間約100件程度あります。</p>
<p>質問 67 別紙 30 令和3年度ミュージアムカレンダー・ギャラリーカレンダー発送先一覧</p>	<p>非常に多くの枚数と発送先がありますが、制作デザインは自社でしょうか。外注でしょうか。また発送頻度をご教示ください。</p>	<p>デザインは、過去に県が印刷会社に外注したものを毎年踏襲して使用しています。 発送は3月の納品後、年度初めに間に合うように、一斉発送しています。</p>
<p>質問 68 別紙 31 美術館広報資料発送先一覧</p>	<p>広報用印刷物で指定管理者が実施する印刷物ほどの程度ありますか。自主事業に関しての広報用印刷物など1年間に印刷された実績金額はどの程度でしょうかご教示ください。</p>	<p>広報用印刷物で、指定管理者が実施するものはありません。</p>
<p>質問 69 その他 自主事業について (県立美術館)</p>	<p>インバウンド対策として、多言語ガイドのスマートフォンアプリを導入する計画があったと承知していますが、言語の種類、反響等についてご教示ください。</p>	<p>縮景園においては、園内の要所にQRコードを設置しており、日本語・英語・中国語・韓国語で解説を聞くことができますが、美術館においては、特にそのような取組みは行っておりません。 また、指定管理者の自主事業については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>

<p>質問 70 その他 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン(R3~R12)」第2章「スポーツ・文化」に掲載された指標について (県立美術館)</p>	<p>10年後の目標値(R12)は、鑑賞活動が80%、体験活動が50%となっていますが、初年度である令和3年度は、どのような施策を計画されていますか。その内容をご教示ください。</p>	<p>特別展の着実な開催(新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館措置は除く)、所蔵作品展の充実などを行います。</p>
<p>質問 71 その他(コンピューター、パソコン)</p>	<p>日々の売上、県への月次売上報告などを行う上で、既存の「売上管理システム(売上の把握、集計する仕組み)」のコンピューターまたはパソコンは県の持ち物でしょうか、それとも指定管理側の持ち物でしょうか。また指定管理交代時にはそのまま継続して使用できるでしょうかご教示ください。</p>	<p>売上等の把握について、現在システム化はしていません。 なお、指定管理者が使用するパソコンについては、指定管理者で準備していただく必要があるため、基本的には継続しての使用はできません。</p>
<p>質問 72 その他(電力会社)</p>	<p>現在の電力供給契約先はどちらでしょうか。また契約電力、契約形態、使用実績(使用電力量と金額)をご教示ください。</p>	<p>電気の契約は指定管理者が行うこととしており、契約については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 73 その他(計量法)</p>	<p>計量法により電気子メーター、水道子メーターがあるのは想像がつきますが、他に対象となるメーターはあるでしょうか。また来期以降の交換実施時期と交換費用(過去実績でよいので)をご教示ください。</p>	<p>その他、ガスのメーターがあります。 交換実施時期及び交換費用(過去実績)はそれぞれ次のとおりです。 ・電気子メーター 交換時期:令和13年3月 費用:1,276千円(R2実績) ・水道子メーター 交換時期:令和5年3月 費用:不明 ・ガスメーターは、ガス会社が交換。</p>
<p>質問 74 その他(休館日)</p>	<p>設備点検において休館日が必要な点検があればご教示ください。また設備点検以外で来年度以降、休館の予定がありましたらご教示ください。(コロナウイルスに伴う臨時休館は除く)</p>	<p>県が実施を予定している展示室壁面修繕工事及びLED照明改修工事のため、令和4年度以降、一部の期間休館することを検討しています。休館期間は現時点で不明ですが、およそ3カ月程度を想定しています。</p>

<p>質問 75 その他(ホームページ)</p>	<p>指定管理者交代時には、縮景園及び美術館のホームページのドメインはそのまま引き継ぎが可能でしょうかご教示ください。</p>	<p>広報は県の業務としており、縮景園・美術館のホームページの運用も県が行っています。そのため、指定管理者が交代した場合もホームページのドメインを変更することはありません。</p>
<p>質問 76 その他(入場者数)</p>	<p>県HPにあります令和2年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について確認させていただくと、入場者数が第2期平均232,212 人に対し、3期平均695,517 人と約3倍になっております。10年前以上のことですが、増加要因をご教示ください。</p>	<p>注意書きにもあるように、1, 2期の美術館入場者数は常設展のみの計上となっており、3期以降には特別展・県民ギャラリー・講堂の入場者数を含んでいます。</p> <p>そのほか、インバウンド需要の増加により縮景園において外国人入園者数が増えたことなどにより、増加しています。</p>
<p>質問 77 その他(お客様の声)</p>	<p>縮景園及び美術館を運営していて、お客様の声として多いものはどのようなことでしょうかご教示ください。</p>	<p>トイレの洋式化についての御意見が多いですが、令和2年度以降、県において、順次改修に取り組んでいるところです。</p>
<p>質問 78 その他(Wi-Fi, ネット回線)</p>	<p>縮景園及び美術館内には、お客様が自由に使える Wi-Fi またはインターネットがあるでしょうか。あれば年間費用をご教示ください。</p>	<p>美術館ロビー、2階展示室の一部及び講堂、縮景園(一部を除く)において、Hiroshima Free Wi-Fi を利用できます。県が契約しており、年間費用は 1,102 千円です。</p>
<p>質問 79 その他(準備物)</p>	<p>指定管理交代時に指定管理者が独自に購入しており、持ち帰られるものがあればご教示ください。また指定管理交代時に新指定管理者側で準備するものがあればご教示ください。</p>	<p>パソコン関連機器、設備保守・清掃・警備・植栽管理、自主事業に関連するもの等があります。詳細については、現在の指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。</p>
<p>質問 80 その他(レストラン)</p>	<p>1階にレストラン、3階に Cafe (徒夢創家) がありましたが、左記施設からの家賃収入があるのかご教示ください。</p>	<p>美術館のレストラン、ティールーム(徒夢創家)、ミュージアムショップについては、県の行政財産使用許可、さらに、縮景園売店については、都市公園使用許可を受けて運用することになるため、行政財産使用料又は都市公園使用料を県に納付する必要があります。</p> <p>このため、指定管理者はテナントからは家賃として行政財産使用料又は都市公園使用料の額を収入しますが、同額を県に納付する必要があるため、収益はありません。</p>

質問 81 その他(レストラン)	不具合が生じた場合の修繕は、指定管理者側での修繕でしょうか。それともレストラン側でしょうかご教示ください。	レストランも施設の一部であるため、その修繕については、別紙2のリスク分担に基づき、県又は指定管理者で対応することとなります。
質問 82 その他(人員)	指定管理交代時、今現在業務に携わる人が新指定管理者に異動が可能か(再雇用可能か)ご教示ください。	現指定管理者の構成企業において雇用されている者の再雇用については、当該企業と個別に調整していただくこととなります。

回答別表1 県の大規模修繕工事(100万円以上)(質問6関連)

	縮景園	美術館
H31	消防ポンプ導入工事, 伝馬船修繕工事, 京橋川沿いフェンス修繕工事, 東門倉庫解体撤去工事, 夕照庵屋根修繕工事, 売店横男子トイレ改修工事	非常用電源更新工事, 空調設備改修工事(蒸気式加湿器)
R2	東門倉庫及びトイレ建替工事, 池水循環ポンプ更新工事(2基)	防火ダンパー改修工事, 自動ドア改修工事, 展示室可動壁修繕工事, 1階トイレ改修工事, 電子メーター取替工事
R3	観瀾橋架替工事, 看花搦屋根改修工事, LED照明設置工事, 錦繡橋・踏雲橋架替工事	二酸化消火設備改修工事, 自動ドア改修工事, 冷温水器オーバーホール工事, 地下講堂視聴覚設備改修工事, 地階及び2・3階トイレ改修工事,

※R3は予定を含む

回答別表2 令和2年度 指定管理者修繕費一覧(質問関連)

	内容	金額
縮景園	四ツ目垣改修・樹木移植	1,472,020
	清風館川浚渫工事	1,008,000
	四ツ目垣改修	586,476
	桜花巷ポンプ交換工事	631,070
	植栽用リアカー劣化更新	119,000
	跨虹橋橋脚取替工事	999,999
	警備宿直室エアコン交換工事	113,000
	園内樹木移植	550,000
	明月亭シロアリ防除・床下清掃	181,300
	園内樹木移植	550,000
	跨虹橋踏板部分張替工事	115,500
	園内樹木移植業	952,600
	園内用松ワヤ-支柱設置, 芝生張替等	445,480
	園内整備用具保管庫等更新工事	266,640
園路補修工事	44,550	

	10万円未満	1,030,866
	計	9,158,502
美術館	輪転機保守	118,800
	ガス遮断弁交換工事	407,000
	吸収式冷温水機No.2 プロセクトリレ交換	352,000
	吸収式冷温水機No.2 CPU基板・制御	330,000
	ミュージアムショップ空調機修理に伴う給水管・スプリンクラー配管移設工事	143,000
	事務所用紙幣計算機劣化更新	233,400
	ミュージアムショップ空調機修理	253,000
	1F 救護休憩室電気湯沸器取替	308,000
	10万円未満	1,186,369
	計	3,331,569

※ 修繕内容及び金額は、指定管理者から提出のあった令和2年度の年次報告書による。